

玉村町いじめ防止基本方針

平成26年3月

玉村町・玉村町教育委員会

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 策定の目的

玉村町はいじめの根絶に向けて、児童生徒の尊厳を保持するとともに、学校、家庭、地域、その他の関係機関の連携のもと、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、玉村町におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめ防止等」という。)の基本的な方針を示すものとして、「玉村町いじめ防止基本方針(以下「町基本方針」という。)」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめ防止等のために町が実施する施策

(1) 関係機関等との連携

- いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に行えるように、学校、家庭、地域及び関係機関の連携を図るために必要な相互の連絡調整を行う。
- 学校及び教職員、保護者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、いじめ防止等のための対策に係る連携の強化や児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるように支援を行う。
- 学校に対し、法及びこの方針の趣旨を踏まえ、いじめ防止等のための対策について必要な情報提供及び学校相互間の連携協力の要請を行う。
- いじめ防止等のための対策の推進に関して必要があると認めるときは、国及び県に対して必要な措置を講じるよう要請する。

(2) 家庭、学校及び地域が連携した見守り・活動の場づくり

- 家庭、学校及び地域において、児童生徒が安心して過ごすことができるようにあいさつや見守り活動の推進を行う。
- 地域における行事及び活動並びに団体やサークルにおけるスポーツ・文化活動等を通じて、児童生徒が人との関わりを大切にする心を育み、健やかに成長していくことができるよう、主体的に児童生徒が参加及び活躍できる環境づくりを促進する。

(3) いじめの早期発見・対応のための措置

- 児童生徒や保護者等の悩みや相談を受け止めることができるよう、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備する。
- 小中学校がいじめへの対応を適切に行えるよう必要な指導、助言又は援助を行う。

(4) 教職員の資質の向上と人材の確保

- 学校における教職員のいじめ防止等のための対策に関する資質能力を向上させるための研修等を推進する。
- 学校スクールカウンセラー等、専門的知識を有するものの確保等必要な措置を講じる。

(5) 情報モラル教育の推進

- 小中学校における携帯・インターネット問題に関する情報交換を行うとともにインターネット問題に関する研修への参加を促進し、学校における情報モラル教育の指導法改善の支援を行う。また、学校や家庭、地域に向けた携帯・インターネット問題についての啓発を行う。

(6) 啓発活動の推進

- いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性やいじめに係る相談制度等について、その理解を促すよう、家庭、学校、地域及び関係機関に対して必要な広報その他の啓発活動を行う。

(7) 学校におけるいじめ防止等の取組の点検・充実

- いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、「いじめ問題対策マニュアル」を作成し、学校におけるいじめ防止等の取組の充実を促す。

(8) 教職員が子どもと向き合うことのできる体制整備

- 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の効率化等、学校運営の改善を支援する。

2 いじめ防止等のために町立小中学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- 町立小中学校は、町基本方針を参酌し、当該小中学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針を策定する。(法第13条)
- 町立小中学校は、学校基本方針を策定した後、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努める。

(2) いじめ防止等に取り組む組織といじめへの対応

- 町立小中学校は、教職員、心理、福祉等の専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする。(法第22条)
- 町立小中学校は、「いじめ問題対策マニュアル」に基づき、当該組織を中核にして、いじめの未然防止、早期発見、解決等に向けての取組を行う。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態とは(法第28条第1項)

- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 教育委員会又は町立小中学校による調査等

- 町立小中学校は、重大事態が発生した場合には、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を町長に報告する(法第30条第1項)。
- 教育委員会又は町立小中学校は、重大事態に対処するとともに、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、教育委員会又は小中学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う(法第28条第1項)。
- 教育委員会又は町立小中学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする(法第28条第2項)。提供に当たっては、プライバシー保護及び関係者の個人情報に十分配慮しながら、適切な方法で提供する。
- 教育委員会は学校が調査を行う場合においては、必要な指導及び支援を行う(法第28条第3項)。
- 教育委員会又は町立小中学校は、法第28条第1項の規定による調査の結果について、町長に報告する。なお、調査結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添える。

(3) 重大事態の報告を受けた町長の再調査等

- 町長は、法第28条第1項の規定により教育委員会又は町立小中学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、再調査を行う(法第30条第2項)。
- 再調査においても、当該児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を提供するに当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- 町長は、教育委員会又は町立小中学校が行った調査の結果について再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する(法第30条第3項)。
- 町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる(法第30条第5項)。

第3 その他いじめ防止等のための取組に関する事項

1 玉村町いじめ防止基本方針の取組の検証・見直し

- 町基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているかについて、検証し、必要に応じて見直しを行う。